

歯科点数等 Q & A

Q 1 口腔機能低下症の在宅等療養患者さんに、介護保険の歯科医師が行う居宅療養管理指導費を算定した場合、レセプトにはどのように記載するのか。

A 1 介護保険の歯科医師が行う居宅療養管理指導費を算定し、歯科疾患在宅療養管理料（歯在管）の管理計画の内容を含む管理指導計画を策定している場合は、歯在管を算定したものとみなされます。この場合、患者さんの継続的管理に必要な事項などをカルテに記載または計画書の写しを添付し、レセプト摘要欄に居宅療養管理指導費を算定した旨および直近の算定日を記載してください。

※歯科点数表の解釈（2022年4月版、社会保険研究所、以下、青本）
p191 通知（13）

Q 2 居宅療養管理指導費を算定した場合に歯在管を算定したものとみなされる場合、歯在管に係る文書提供加算、在宅総合医療管理加算、栄養サポ一歯科トチ一ム等連携加算1又は栄養サポートチ一ム等連携加算2は算定できるか。

A 2 いずれも算定できません。

※青本 p192(事務連絡平 30.4.25「歯科」問 14)